指定難病の医療費助成について

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定した「指定難病」に罹患し、病状が一定の基準を満たす方に対して、医療費の軽減を図ることを目的とした制度です。

また、本事業は患者の病状や治療状況を把握し、難病の治療研究を推進する目的を併せ持っています。



医療費助成の対象となる方

島根県に住所を有し、指定難病に罹患していると認められた方で、

① 病状の程度が、疾患ごとに定められた重症度を満たす方

② ①を満たさない場合でも申請日の属する月以前の12月以内に、指定難病による医療費総額（10割分）が33,330円を超える月が３月以上ある方（軽症者特例）

事業の概要

○医療費助成の内容

島根県が認定した日以降、認定の期間内において指定医療機関(※)が行う、指定難病に関する医療費等が対象です。また、当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療費等も対象となります。

(※)都道府県の指定を受けた医療機関のこと。島根県ホームページで県内の指定医療機関一覧を公表しています。



○医療給付の内容

①外来・入院の診察　②薬剤の支給　③医学的処置、手術及びその他の治療
④居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護



○介護給付の内容

①訪問看護　②訪問リハビリテーション　③居宅療養管理指導
④介護予防訪問看護　⑤介護予防訪問リハビリテーション
⑥介護予防居宅療養管理指導　⑦介護医療院サービス

○助成の対象とならない費用

次のような費用は助成の対象となりません。（次のものは一部例示です）

- 指定難病以外の病気やけがによる医療費
- 指定医療機関以外で受けた医療、介護サービス
- 医療保険が適用されない医療費（保険診療外の治療、差額ベット代等）
- コルセットなど補装具の費用
- 認定申請時などに提出した臨床調査個人票（診断書）の作成費用

○自己負担額

負担割合は医療費の２割（保険の自己負担が２割以下の場合はその割合）です。
自己負担額は、月額の自己負担上限までの金額です。
月々の自己負担上限額は、同じ医療保険に加入する世帯（「支給認定基準世帯」）の所得状況に応じて決定されます。

【自己負担上限月額】

階層区分	階層区分の基準（提出いただいたマイナンバーを利用して、県が調査の上決定します。）		患者負担割合：２割 ※1　自己負担額上限月額（外来＋入院）		
			一　般	高額かつ長期（※2）	人工呼吸器等装着者
生活保護	－		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税非課税（世帯）	本人年収 ※3 ～826,500円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 ※3 826,501円～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税所得割 7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税所得割 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税所得割 25.1万円以上		30,000	20,000	

※１　受診した複数の医療機関（薬局での保険調剤、訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む）の自己負担額を合算したうえで、上限月額を適用します。
　原則として食事療養費は自己負担ですが、医療保険の制度で減額される場合があります。（詳細は、加入している保険者に確認してください）
※２　「高額かつ長期」とは、支給認定後の指定難病に係る医療費総額（10割分）が５万円を超える月が申請日の属する月から12月以内に６月以上ある方をいいます。
※３　令和８年７月時点の基準額です。基準額は変わる場合があるため、詳細は島根県ホームページまたは保健所へご確認ください。

申請手続きについて

下記の必要書類を揃えて、お住まいの地域を所管する保健所へ提出してください。

(1)　申請される全ての方に必要な書類※1

	提出書類	備　考
□	① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（様式第１号）	
□	② 臨床調査個人票	診断書のこと。疾病ごとに用紙が異なります。都道府県の指定を受けた「難病指定医」が記載したものが必要です。
□	③ 医療保険の内容が確認できるもの※2	加入している医療保険の種類によって提出する範囲が異なります。詳しくは、次ページをご覧ください。
□	④ マイナンバー（個人番号）提出書※3（様式第１号 別紙）	
□	⑤ マイナンバー提出に伴う本人確認書類等	マイナンバーを適正に収集するにあたり、以下の書類を確認しますので、窓口に持参（郵送の場合はその写しを同封）してください。 ・マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード又はマイナンバーが記載された住民票） ・手続きをされる方の身元確認ができる書類（運転免許証など）

※１ 申請に必要な各種書類は、島根県ホームページからダウンロードできます。また、保健所窓口にも用意しています。申請手続きについてご不明な点は、保健所までお問い合わせください。
※２ 次のいずれかを提出してください。
・資格確認書又は資格情報のお知らせの写し
・マイナポータル上の保険資格情報ページを印刷したもの
※３ マイナンバーを提出する世帯員の市町村民税が未申告である場合、事務処理を正しく行うことができません。全員が申告していることを、必ず事前にご確認ください。

島根県ホームページ

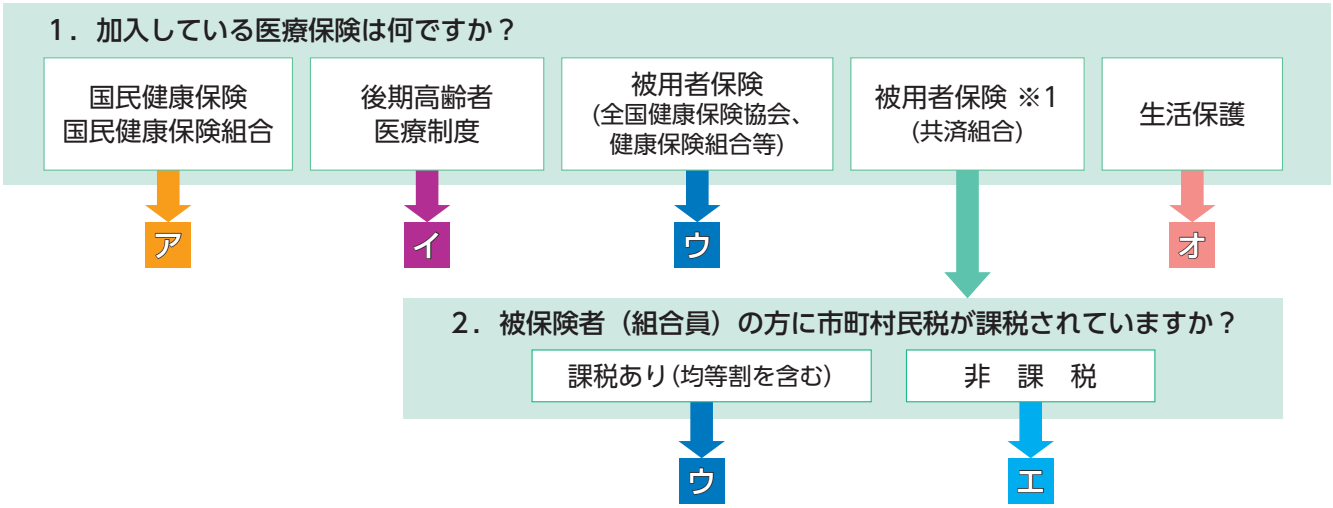

※2	医療保険の内容が確認できるもの	個人番号（マイナンバー）	その他の必要書類
アに該当する方	患者本人と同じ **国民健康保険に加入する方全員分**	患者本人と同じ **国民健康保険に加入する方全員分**	
イに該当する方	患者本人と同じ住民票上で **後期高齢者医療制度に加入する方全員分**	患者本人と同じ住民票上で **後期高齢者医療制度に加入する方全員分**	
ウに該当する方	**患者本人分** (被保険者の記載が無い場合は、被保険者分も必要)	**患者本人分と被保険者分** (患者が被保険者の場合は、患者本人分のみ)	
エに該当する方	**患者本人分** (被保険者の記載が無い場合は、被保険者分も必要)	**患者本人分と被保険者分** (患者が被保険者の場合は、患者本人分のみ)	**同意書** (後日提出を依頼します)
オに該当する方	**患者本人分**　※医療保険に加入している場合 (被保険者の記載が無い場合は、被保険者分も必要)	**患者本人分**	**生活保護の受給を証明する書類**

※1 国家公務員共済組合（国家公務員が加入する共済組合で日本郵政共済組合も含む。）及び地方公務員共済組合（地方職員共済組合や公立学校共済組合などの地方公務員が加入する共済組合）に加入されている方

※2 中学生以下の方については、患者を除き上記表の書類は省略できます。

収入、課税状況について不明な点がある場合は、改めてお尋ねすることがありますので、ご了承ください。（追加の書類が必要になる場合があります。）

(2) 該当する方のみ必要な書類

対象者		提出書類
□	Ⅰ　上のフローチャートで「その他の必要書類」に記載があった方	表中に記載の各種書類
□	Ⅱ　市町村民税が非課税の世帯であり、障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当などを受給されている方（患者本人のみ）	当該給付金の支給額がわかる書類（年金振込通知書、支給額変更通知書等）の写し ※自己負担上限額の算定に使用します。
□	Ⅲ　医療保険の世帯内に、他の指定難病又は小児慢性特定疾病による医療費助成を受けている方がいる方	他の方の「特定医療費（指定難病）受給者証」または「小児慢性特定疾病医療受給者証」の写し ※申請中の場合は、その旨お申出ください。
□	Ⅳ　軽症者特例申請をされる方 ※申請日の属する月以前の12月以内に、指定難病に係る医療費総額（10割分）が 33,330円 を超える月が３月以上ある方	指定難病に係る医療機関、薬局の領収証等
□	Ⅴ　境界層該当者 ※福祉事務所（生活保護担当課）から証明書を交付された方	境界層該当証明書（指定難病の患者に係る特定医療費） ※福祉事務所（生活保護担当課）から交付された場合は、保健所までご相談ください。

※　また、必要な方全員分のマイナンバーを提出いただけない場合、上記に加えて住民票の写しや市町村民税所得・課税証明書等の提出を求めることがあります。

受給者証交付の流れ・医療費の払戻し手続き

○指定難病審査会

月１回開催され、指定難病に該当するか、病状は重症度の基準を満たしているかを審査します。

申請書類を受理した日から受給者証の交付までは、２～３か月程度かかります。（提出いただく書類が不足していた場合など、自己負担上限月額（階層区分）の決定に時間を要した場合、到着に時間を要する場合があります）

○申請後、受給者証が届くまでの医療費

認定された場合には、県が認定した日にさかのぼって医療費助成の対象となります。受給者証が届くまでの間に、自己負担額を超えて支払った場合には、特定医療費請求書（様式第９号）※に必要事項を記載し、領収書、振込先の口座がわかるもの等を添えて保健所へ提出してください。

※高額療養費制度の上限額を超えて医療費を支払った場合は、上記の特定医療費の請求を行う前に、まずは医療保険者（後期高齢者広域連合、市町村、組合等）へ療養費の還付請求を行ってください。詳しくは保健所にお問い合わせください。

※様式は、島根県ホームページからダウンロードできます。また、保健所窓口にも用意しています。

受給者証の有効期間

支給認定申請書の受理日	受給者証の有効期間
１月１日から６月30日まで	県が認定した日からその年の９月30日まで
７月１日から12月31日まで	県が認定した日から翌年の９月30日まで

※有効期間満了後も引き続き特定医療費の支給認定を受けるためには、更新の手続きが必要です。

受給者証の使い方

医療機関、薬局、介護事業所に通院等されるときは、受給者証と自己負担上限額管理票を提示してください。

受給者本人が記入するところはありません。必要な内容を医療機関等が記入します。

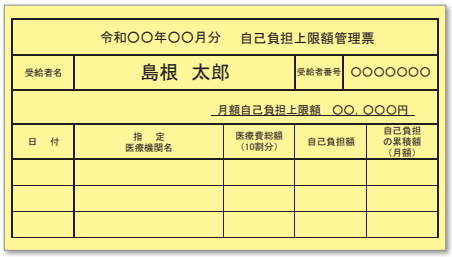
令和〇〇年〇〇月分　自己負担上限額管理票

受給者名	島根　太郎	受給者番号	〇〇〇〇〇〇〇

月額自己負担上限額　〇〇,〇〇〇円

日　付	指　定 医療機関名	医療費総額 （10割分）	自己負担額	自己負担 の累積額 （月額）

※自己負担上限額に達した後も記載してもらってください。
（軽症者特例、高額かつ長期特例の確認に使用します）

※有効期間が満了した受給者証も、１年間は保管してください。（保健所への提示が必要となることがあります）

申請・お問い合わせ窓口

各種手続きは、お住まいの地域を所管する保健所で行ってください。

また保健所では、難病患者・家族の相談、訪問、患者家族の集い等、様々な事業を行っております。詳しくは各保健所にお問い合わせください。

■松江保健所
松江市東津田町1741-3
医事・難病支援課
TEL 0852-23-1315

■雲南保健所
雲南市木次町里方531-1
医事・難病支援課
TEL 0854-42-9638

■出雲保健所
出雲市塩冶町223-1
医事・難病支援課
TEL 0853-21-1191

■県央保健所
大田市長久町長久ハ7-1
医事・難病支援課
TEL 0854-84-9826

■浜田保健所
浜田市片庭町254
医事・難病支援課
TEL 0855-29-5555

■益田保健所
益田市昭和町13-1
医事・難病支援課
TEL 0856-31-9548

■隠岐保健所
隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
総務医事課
TEL 08512-2-9701

隠岐郡西ノ島町大字別府56-17
島前保健環境課
TEL 08514-7-8121

■しまね難病相談支援センター
出雲市塩冶町223-7
TEL 0853-24-8510

島根県健康福祉部健康推進課 難病支援 第一係・第二係 TEL 0852-22-5324　島根県　指定難病　検索